開発事業に対する埋蔵文化財の取扱い

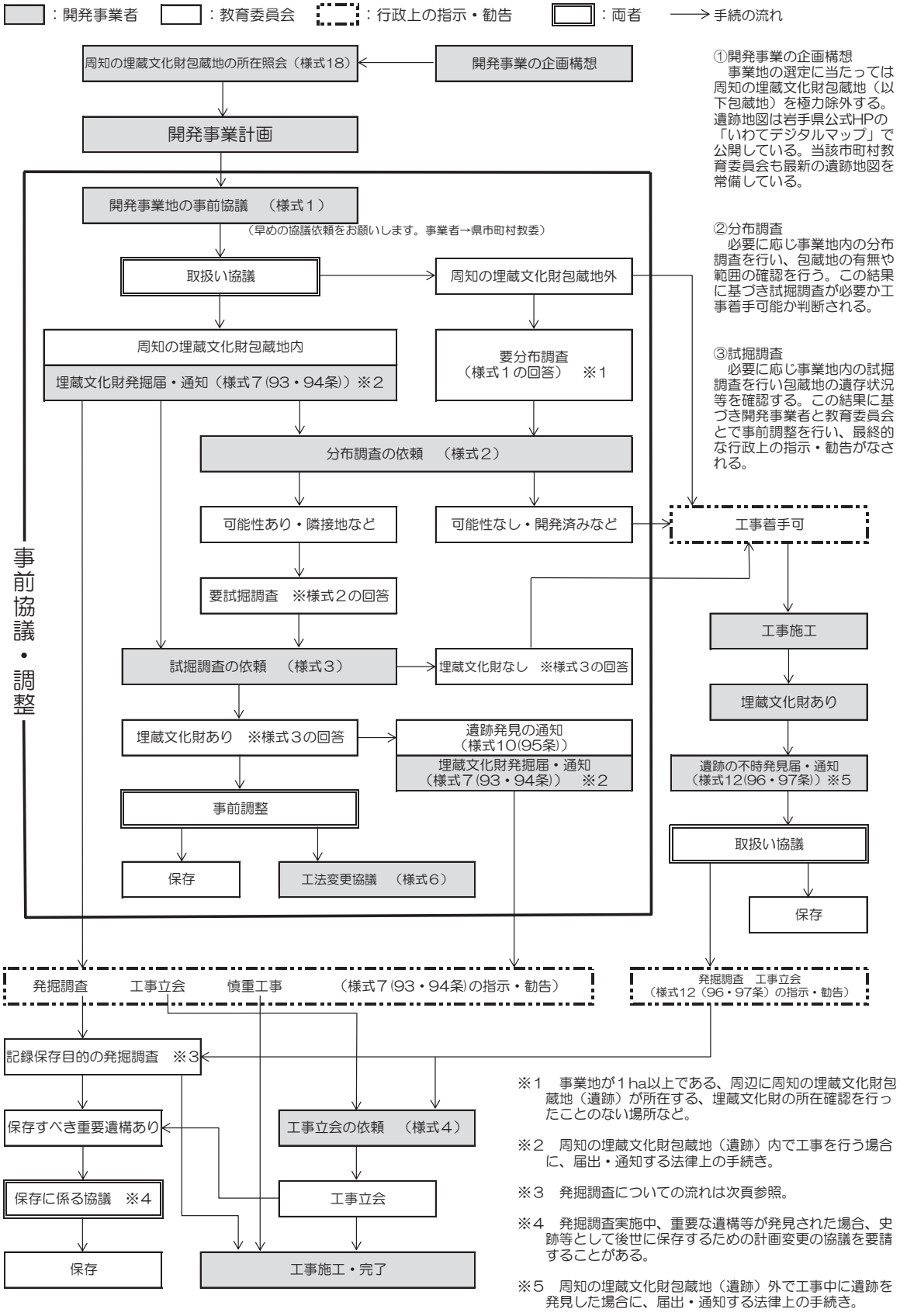

①開発事業の企画構想
　事業地の選定に当たっては周知の埋蔵文化財包蔵地（以下包蔵地）を極力除外する。遺跡地図は岩手県公式HPの「いわてデジタルマップ」で公開している。当該市町村教育委員会も最新の遺跡地図を常備している。

②分布調査
　必要に応じ事業地内の分布調査を行い、包蔵地の有無や範囲の確認を行う。この結果に基づき試掘調査が必要か工事着手可能か判断される。

③試掘調査
　必要に応じ事業地内の試掘調査を行い包蔵地の遺存状況等を確認する。この結果に基づき開発事業者と教育委員会とで事前調整を行い、最終的な行政上の指示・勧告がなされる。

※１　事業地が１ha以上である、周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が所在する、埋蔵文化財の所在確認を行ったことのない場所など。

※２　周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で工事を行う場合に、届出・通知する法律上の手続き。

※３　発掘調査についての流れは次頁参照。

※４　発掘調査実施中、重要な遺構等が発見された場合、史跡等として後世に保存するための計画変更の協議を要請することがある。

※５　周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）外で工事中に遺跡を発見した場合に、届出・通知する法律上の手続き。